

令和3年度鳥取県公債管理特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
1 繰入金			千円 51,357,202	千円 55,069,330	千円 △ 3,712,128		千円	
	1 一般会計繰入金		50,809,522	53,838,330	△ 3,028,808			
		1 一般会計繰入金	50,809,522	53,838,330	△ 3,028,808	1 一般会計繰入金	50,809,522	
	2 減債基金繰入金		547,680	1,231,000	△ 683,320			
1 減債基金繰入金		547,680	1,231,000	△ 683,320	1 減債基金繰入金	547,680		
2 県債			11,272,880	25,039,040	△ 13,766,160			
	1 県債		11,272,880	25,039,040	△ 13,766,160			
		1 借換債	11,272,880	25,039,040	△ 13,766,160	1 公債費借換債	11,272,880	元金充当
歳 入 合 計			62,630,082	80,108,370	△ 17,478,288			

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
						国庫支出金	起債	繰入金	事業収入	区分	金額		
1 公債費			千円 62,630,082	千円 80,108,370	千円 △ 17,478,288	千円	千円	千円	千円		千円		
	1 公債費		62,630,082	80,108,370	△ 17,478,288		11,272,880	51,357,202					
		1 元金	58,936,867	74,791,612	△ 15,854,745		11,272,880	47,663,987		23償還金利子及び割引料	58,759,010		
										25積立金	177,857		
		2 利子	3,624,576	5,228,456	△ 1,603,880			3,624,576		23償還金利子及び割引料	3,624,576		
	3 公債諸費	68,639	88,302	△ 19,663			68,639		12役務費	68,086			
									13委託料	27			
									14使用料及び賃借料	526			
歳 出 合 計			62,630,082	80,108,370	△ 17,478,288		11,272,880	51,357,202					

令和3年度公債管理特別会計当初予算説明資料

1 款 公債費

1 項 公債費

1 目 元金

財政課（内線：7597）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
元金	58,936,867	74,791,612	△15,854,745		11,272,880		<基金繰入金> 547,680 <一般会計繰入金> 47,116,307	
トータルコスト	58,940,035 千円（前年度 74,794,760 千円）〔正職員:0.4人〕							
主な業務内容	一般会計で借り入れた地方債の元金の償還に係る事務処理、満期一括償還方式で借り入れた地方債の単年度償還相当額の積立に係る事務処理							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

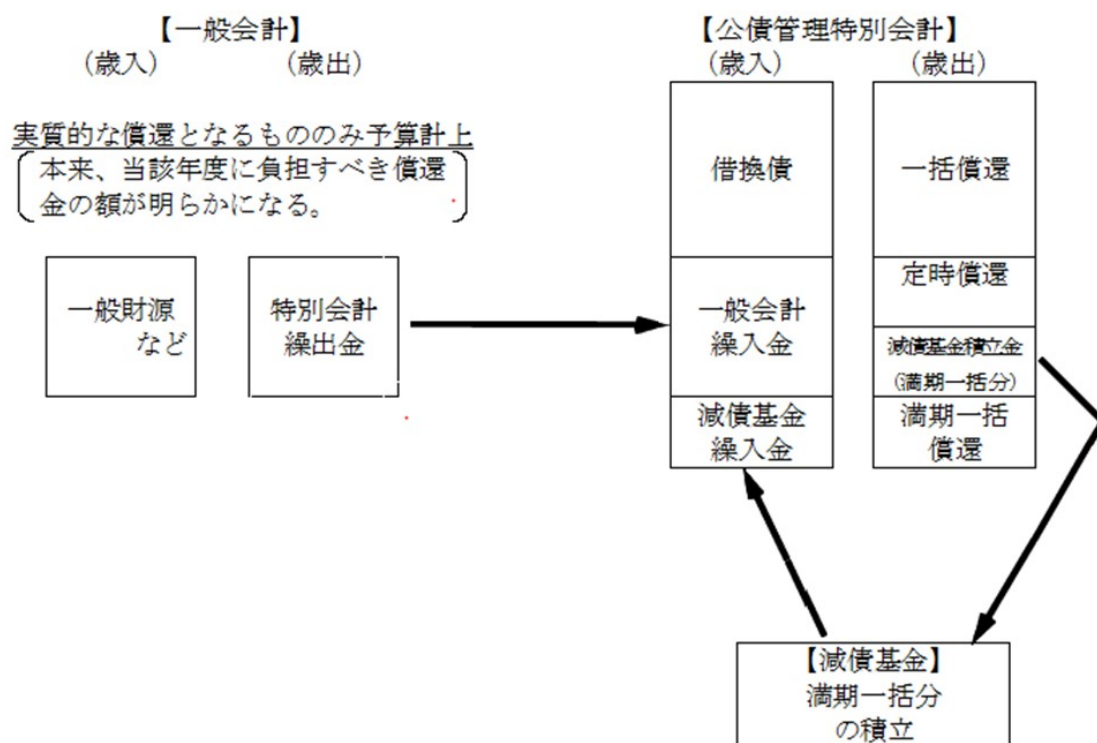
過去に借り入れた一般会計に係る地方債のうち、令和3年度に返済する元金の支払い及び満期一括償還方式で借り入れた起債元金の単年度償還相当額を減債基金に積み立てるために要する経費

- ・ 公債元金 58,936,867 円

※公債元金には借換債による借換分を含む。

（借換債は、もともと10年目に借り換えることを前提に借り入れした20年償還の地方債について、一旦残額の全額を償還した後に、改めて実勢レートで借り直すもの。）

<公債管理特別会計の仕組み>



2 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

県債の適切な管理を行う。

<取組状況・改善点>

県債の適切な管理を行っている。

令和3年度公債管理特別会計当初予算説明資料

1 款 公債費

1 項 公債費

2 目 利子

財政課（内線：7597）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
利子	3,624,576	5,228,456	△1,603,880				<一般会計繰入金> 3,624,576	
トータルコスト	3,627,744 千円（前年度 5,231,604 千円）[正職員:0.4 人]							
主な業務内容	一般会計で借り入れた地方債の利子の支払いに係る事務処理							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 一般会計分の地方債に係る、令和3年度分の利子の支払いのための経費								
2 事業目標・取組状況・改善点 <事業目標> 県債の適切な管理を行う。 <取組状況・改善点> 県債の適切な管理を行っている。								

財政課（内線：7597）

（単位：千円）

3 目 公債諸費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
公債諸費	68,639	88,302	△19,663				<一般会計繰入金> 68,639	
トータルコスト	70,223 千円（前年度 89,876 千円）[正職員:0.2 人]							
主な業務内容	県債の借入及び県債管理システムの保守に係る事務							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 県債の管理に要する諸経費								
2 主な事業内容 ・ 県債発行に要する手数料等 68,086 千円 (87,749 千円) ※市場公募地方債に係る手数料を含む。 ・ 県債管理システム保守委託等 553 千円 (553 千円)								
3 事業目標・取組状況・改善点 <事業目標> 県債の適切な管理を行う。 <取組状況・改善点> 県債の適切な管理を行っている。								

令和3年度 鳥取県公債管理特別会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

節	款項目	公債管理 特別会計 合計	1款 公債費				総務部計	
			1項 公債費			3目 公債諸費		
			1目 元	2目 金	利子			
1	報酬							
2	給料							
3	職員手当等							
4	共済費							
5	災害補償費							
6	恩給及び退職年金							
7	報償費							
8	旅費							
	費用弁償							
	普通旅費							
	特別旅費							
9	交際費							
10	需用費							
11	役務費	68,086	68,086	68,086		68,086	68,086	
12	委託料	27	27	27		27	27	
13	使用料及び賃借料	526	526	526		526	526	
14	工事請負費							
15	原材料費							
16	公有財産購入費							
17	備品購入費							
18	負担金、補助及び 交付金							
19	扶助費							
20	貸付金							
21	補償、補填及び 賠償金							
22	償還金、利子及び 割引料	62,383,586	62,383,586	62,383,586	58,759,010	3,624,576	62,383,586	
23	投資及び出資金							
24	積立金	177,857	177,857	177,857	177,857		177,857	
25	寄附金							
26	公課費							
27	繰入金							
	予備費							
	計	62,630,082	62,630,082	62,630,082	58,936,867	3,624,576	68,639	62,630,082
財	国庫支出金							
源	地方債	11,272,880	11,272,880	11,272,880	11,272,880			11,272,880
内	その他							
訳	繰入金	51,357,202	51,357,202	51,357,202	47,663,987	3,624,576	68,639	51,357,202

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
1款 公債費	
1項 公債費	
1目 元 金	
償還金、利子 及び割引料	公債元金償還金 58,759,010
2目 利 子	
償還金、利子 及び割引料	公債利子償還金 3,624,576

議案第4号

令和3年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
庶務集中課	28,114,690	27,660,414	454,276			28,114,690		
合計	28,114,690	27,660,414	454,276			28,114,690		

令和3年度鳥取県給与集中管理特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
1 給与等 振替 収入			千円 28,114,690	千円 27,660,414	千円 454,276		千円	
	1 給与等 振替 収入		28,114,690	27,660,414	454,276			
		1 給与等振替収入	28,114,690	27,660,414	454,276	1 給与等振替収入	28,114,690	
歳入合計			28,114,690	27,660,414	454,276			

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節		説明
						給与等振替収入	区分	金額	
1 給与費			千円 28,114,690	千円 27,660,414	千円 454,276	千円		千円	
	1 給与費		28,114,690	27,660,414	454,276	28,114,690			
		1 給与費	28,114,690	27,660,414	454,276	28,114,690	報酬 給料 手当 共済費 費用弁償	2,862,914 11,341,628 9,507,358 4,274,270 128,520	
歳出合計			28,114,690	27,660,414	454,276	28,114,690			

令和3年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算説明資料

1 款 給与費

1 項 給与費

庶務集中課（内線：7495）

1 目 給与費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	繰入金															
給与費	28,114,690	27,660,414	454,276			〈給与等振替収入〉 28,114,690																
トータルコスト	28,114,690 千円（前年度 27,660,414 千円） [正職員：0.0 人]																					
主な業務内容	特別職及び一般職の職員（警察、教育委員会を除く）等に係る給与費の支払い																					
工程表の政策目標(指標)	—																					
事業内容の説明																						
<p>特別職及び一般職の職員（警察、教育委員会を除く）等の給与費について、特別会計による一括支払いを行うことにより、各部予算担当者の予算執行管理事務の効率化を図る。</p>																						
<p>【内訳】 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予 算 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報 酬</td> <td>2,862,914</td> </tr> <tr> <td>給 料</td> <td>11,341,628</td> </tr> <tr> <td>手 当</td> <td>9,507,358</td> </tr> <tr> <td>共済費</td> <td>4,274,270</td> </tr> <tr> <td>費用弁償</td> <td>128,520</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>28,114,690</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	予 算 額	報 酬	2,862,914	給 料	11,341,628	手 当	9,507,358	共済費	4,274,270	費用弁償	128,520	合 計	28,114,690
区 分	予 算 額																					
報 酬	2,862,914																					
給 料	11,341,628																					
手 当	9,507,358																					
共済費	4,274,270																					
費用弁償	128,520																					
合 計	28,114,690																					

令和3年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

節	款項目	給与集中管理 特別会計合計	1款 給与費			総務部 合計
				1項 給与費		
					1目 給与費	
1	報酬	2,862,914	2,862,914	2,862,914	2,862,914	2,862,914
2	給料	11,341,628	11,341,628	11,341,628	11,341,628	11,341,628
3	職員手当等	9,507,358	9,507,358	9,507,358	9,507,358	9,507,358
4	共済費	4,274,270	4,274,270	4,274,270	4,274,270	4,274,270
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	賃金					
8	報償費					
9	旅費	128,520	128,520	128,520	128,520	128,520
	費用弁償	128,520	128,520	128,520	128,520	128,520
	普通旅費					
	特別旅費					
10	交際費					
11	需用費					
12	役務費					
13	委託料					
14	使用料及び賃借料					
15	工事請負費					
16	原材料費					
17	公有財産購入費					
18	備品購入費					
19	負担金、補助及び 交付金					
20	扶助費					
21	貸付金					
22	補償、補填及び賠 償金					
23	償還金、利子及び 割引料					
24	投資及び出資金					
25	積立金					
26	寄附金					
27	公課費					
28	繰入金					
	予備費					
	計	28,114,690	28,114,690	28,114,690	28,114,690	28,114,690
財	国庫支出金					
源	起債					
内	その他	28,114,690	28,114,690	28,114,690	28,114,690	28,114,690
訳	繰入金					

条例名等	権利の放棄（過年度分恩給過払返納金）について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>次の債権について、回収不能となったことから、権利を放棄することについて、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）権利放棄の内容</p> <p>過年度分恩給過払返納金の未返還額の請求権について権利を放棄するものである。</p> <p>（2）相手方及び権利放棄する金額</p> <p>湯梨浜町 個人 1名 460,900円</p> <p>（3）権利放棄する理由</p> <p>債務者が死亡したが、相続人は全員死亡しており、債権額を賄うに足る財産も見当たらず当該債権の回収が不可能であることから、権利を放棄しようとするものである。</p>

<p>条 例 名 等</p>	<p>事業契約（鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所靴町庁舎整備等事業）の締結について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 次のとおり民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律117号）第5条第2項第5号に規定する事業契約を締結することについて、同法第12条の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 事業契約の締結</p> <p>（1）事業名 鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所靴町庁舎整備等事業</p> <p>（2）事業の場所 米子市靴町一丁目160番地ほか</p> <p>（3）契約の相手方 米子市昭和町25番地 がいなSSJパートナーズ株式会社 代表取締役 野津 健市</p> <p>（4）契約金額 1,598,717,791円</p> <p>（5）契約締結の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）</p> <p>（6）契約期間 契約締結の日から令和15年3月31日まで</p>

鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業の選定経過の公表に係る参考資料

鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業に係る第4回鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（プレゼンテーション審査）を1月13日に行い、美保テクノス（株）を代表企業としたグループを優先交渉権者に決定し、同グループが設立した特定目的会社（SPC）である、がいなSSJパートナーズ（株）と議決を条件とした仮契約を締結しました。

審査講評の詳細及び客観的評価結果については、県ホームページで公表しています。

1 審査会委員

区分	氏名	役職等
委員長	入江 道憲	公認会計士・税理士
委員	浅井 秀子	鳥取大学工学部准教授
	亀井 一賀	鳥取県総務部長
	辻 佳枝	米子市総務部長
	中山 実郎	鳥取環境大学経営学部教授

2 応募グループ

美保テクノスグループ	代表企業	美保テクノス株式会社
	構成員	株式会社さんびる米子営業所、ダイキンHVACソリューション中国四国株式会社山陰支店、山陰酸素工業株式会社、株式会社桑本建築設計事務所株式会社平設計
	協力企業	大和リース株式会社山陰営業所、有限会社亀山設計
フージャースグループ	代表企業	株式会社フージャースホールディングス
	構成員	八幡コーポレーション株式会社、株式会社松本組
	協力企業	株式会社あおい総合設計、株式会社フージャースリビングサービス、北陽ビル管理株式会社、株式会社アイ・イー・エー

3 審査結果

審査項目	配点	美保テクノスグループ	フージャースグループ
性能審査			
1 事業全般に関する計画	170点	50.50点	14.00点
2 PFI事業の施設整備計画	290点	58.00点	46.00点
3 PFI事業の維持管理計画	130点	16.50点	5.00点
4 民間収益事業の事業計画	10点	0.00点	0.00点
性能審査点 (A)	600点	125.00点	65.00点
価格審査			
提案価格 (円)		2,243,142,146円	2,191,998,002円
価格審査点 (B)	400点	390.88点	400点
合計 (A) + (B)	1,000点	515.88点	465.00点

4 選定における評価総評

- ・今回、本事業に対して提案をいただいた2つのグループからは、これまでの豊富な実績・経験に基づく高度な能力やノウハウを最大限に活用され、鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎のみに留まることなく周辺環境や賑わいづくりなど様々な視点で、積極的な提案をしていただいた。
- ・美保テクノスグループの提案は、県内事業者が代表企業となった事業者による地域企業が主体となった事業計画、具体的に示された防災対策と要求水準を超える強固な耐震性能を有した庁舎構造、省エネルギーと快適性を両立する空調設備の提案、具体的な維持管理体制の構築などが高く評価され、同グループを最優秀提案者として選定した。

条 例 名 等	鳥取県税条例等の一部を改正する条例																														
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 令和3年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、次の事項を主な内容とする所要の改正を行う。</p> <p>(1) 個人県民税に係る住宅ローン減税措置の期間延長 (2) 自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の適用期間の延長 (3) 自動車税環境性能割の税率区分の見直し (4) 自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し (5) 不動産取得税の特例措置の期間延長 (6) 電気事業法の改正に伴う法人事業税に係る所要の規定の整備</p> <p>2 概要（主なもの）</p> <p>(1) 個人県民税に係る住宅ローン減税措置の期間延長 ア 特別特例取得(※)をした家屋に対する住宅ローン年末残高の1%を税額控除等できる期間を13年間とする特例措置について、入居期限を令和4年末（現行 令和2年末）まで延長する。 イ 合計所得金額1,000万円以下の者について、住宅の面積要件の下限を40㎡以上（現行 50㎡以上）に緩和して上記の特例措置を講ずる。 ※新築：令和2年10月1日から令和3年9月30日までに契約が締結されているもの 建売・中古等：令和2年12月1日から令和3年11月30日までに契約が締結されているもの</p> <p>(2) 自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の適用期間の延長 新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向等を勘案し、自家用乗用車に係る環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日とする。</p> <p>(3) 自動車税環境性能割の税率区分の見直し 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、環境負荷に応じて適切なインセンティブが付与されるよう、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。</p> <p style="text-align: right;">（ ）内は臨時的軽減措置の税率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">現行（令和元・2年度）</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">改正案（令和3・4年度）</th> <th style="width: 10%;">登録車</th> <th style="width: 10%;">軽自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車</td> <td colspan="2">電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車</td> <td style="text-align: center;">非課税</td> <td style="text-align: center;">非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車</td> <td style="text-align: center;">2020年度基準 +20%達成</td> <td rowspan="2">ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車</td> <td style="text-align: center;">2030年度基準 85%達成</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1% (非課税)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2020年度基準 +10%達成</td> <td style="text-align: center;">2030年度基準 75%達成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2020年度基準 達成</td> <td>クリーンディーゼル車※</td> <td style="text-align: center;">2030年度基準 60%達成</td> <td style="text-align: center;">2% (1%)</td> <td style="text-align: center;">1% (非課税)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">上記以外又は2020年度基準未達成車</td> <td style="text-align: center;">3% (2%)</td> <td style="text-align: center;">2% (1%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。 ※クリーンディーゼル車については、別途経過措置を設ける。 ※営業用乗用車、バス・トラックについても、税率区分の見直しを行う。</p>				現行（令和元・2年度）	改正案（令和3・4年度）		登録車	軽自動車	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車		非課税	非課税	ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車	2020年度基準 +20%達成	ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車	2030年度基準 85%達成	1% (非課税)	2020年度基準 +10%達成	2030年度基準 75%達成	2020年度基準 達成	クリーンディーゼル車※	2030年度基準 60%達成	2% (1%)	1% (非課税)	上記以外	上記以外又は2020年度基準未達成車		3% (2%)	2% (1%)
現行（令和元・2年度）	改正案（令和3・4年度）		登録車	軽自動車																											
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車		非課税	非課税																											
ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車	2020年度基準 +20%達成	ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車	2030年度基準 85%達成	1% (非課税)																											
	2020年度基準 +10%達成		2030年度基準 75%達成																												
	2020年度基準 達成	クリーンディーゼル車※	2030年度基準 60%達成	2% (1%)	1% (非課税)																										
上記以外	上記以外又は2020年度基準未達成車		3% (2%)	2% (1%)																											

- (4) 自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し
環境性能の高い自動車の普及が促進されるよう、ガソリン車及びクリーンディーゼル車は軽減対象車両から除外する。

現行の取得期間：

平成31年4月1日～令和3年3月31日

軽課年度：取得の翌年度のみ

自家用乗用車	軽減率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車	75% 軽減
2020年度燃費基準+10%達成車	50% 軽減

改正案の取得期間：

令和3年4月1日～令和5年3月31日

軽課年度：取得の翌年度のみ

自家用乗用車（※1）	軽減率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車	75% 軽減
クリーンディーゼル車 2020年度燃費基準+10%達成車 （※2）	軽減 なし



(注) 現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

※1 営業用乗用車・軽貨物車についても、重点化及び基準の切り替えを行った上で、2年延長する。

※2 令和元年度税制改正で既にグリーン化特例（軽課）の対象外となっている。

- (5) 不動産取得税の特例措置の期間延長

ア 住宅及び土地に係る税率の特例措置（本則4%→特例3%）を3年延長する。

イ 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（評価額を1/2に圧縮）を3年延長する。

- (6) 電気事業法の改正に伴う法人事業税に係る所要の規定の整備

電気事業法の改正により、「配電事業」・「特定卸供給事業」が創設されることに伴い、法人事業税に係る納税義務者・税率等の規定の整備を行う。

3 施行期日等

(1) 施行期日は令和3年4月1日とする。ただし、2の(6)に関する事項については、令和4年4月1日とする。

(2) その他所要の経過措置を講ずる。

<参考>

その他の税制改正の内容

- (1) 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割（以上、市町村税）及び自動車税種別割を追加し、複数団体の地方税について一括の電子納税を可能とする。（令和5年度以後の課税分について適用）

- (2) 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、特別徴収税額通知（納税義務者用）を電子的に送付する。（令和6年度以後の年度分の個人住民税について適用）

- (3) 地方税関係書類について原則、押印を不要とする。

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次項及び次条第5項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第6条第4項の規定の適用を受けた場合における前項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p> <p><u>4 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における第2項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p> <p>(法人の区分経理の義務)</p> <p>第56条 略</p> <p>2 <u>次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>次号及び第3号に掲げる事業以外の事業</u></p> <p>(2) <u>電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業</u></p> <p>(3) <u>電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等</u></p> <p>(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第78条 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第77条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場</p>	<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条第5項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第6条第4項の規定の適用を受けた場合における前項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p> <p>(法人の区分経理の義務)</p> <p>第56条 略</p> <p>2 <u>電気供給業、ガス供給業又は保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</u></p> <p>(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第78条 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第77条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間に行われた場</p>

合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(環境性能割の非課税)

第136条の2 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

2 法第157条第1項第1号ロ(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)又は第2号ロ若しくは第3号ロ(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)に掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(第137条の6第2項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

3 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車のうち、同号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準又は同号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車(同号イ又はロに掲げる乗用車を除く。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

4 法第157条第1項第3号イ若しくはロ又は第2項第3号イに掲げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

(自動車税の課税免除)

第137条 略

合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(環境性能割の非課税)

第136条の2 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

2 法第157条第1項第1号ロ(同条第4項において準用する場合を含む。)又は第2号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(第137条の6第2項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

(自動車税の課税免除)

第137条 略

2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(10) 略

(11) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域における地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者に必要な交通の確保のために県又は市町村が交付する補助金を受けて道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第1項第1号に規定する交通空白地有償運送を行う特定非営利活動法人が所有する自動車専ら当該交通空白地有償運送の用に供するもの

(自動車税の減免)

第137条の2 略

2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の種別割の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、種別割を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより種別割の減免を受けた者に対しては、その年度において1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る種別割を減免することができる。

(1) 略

(2) 古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条の規定による許可を受け、古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第2条第4号に規定する自動車を取り扱う者で規則で定める要件を備えたものが、賦課期日において、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けている自動車で商品中古自動車であることが一般財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所において証明されているものを商品として所有し、及び展示する場合

(3) 略

3 略

(環境性能割の税率)

第137条の5 法第157条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の1と

2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(10) 略

(11) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域における生活において必要な交通の確保のために県又は市町村が交付する補助金を受けて道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第1項第2号に規定する公共交通空白地有償運送を行う特定非営利活動法人が所有する自動車専ら当該公共交通空白地有償運送の用に供するもの

(自動車税の減免)

第137条の2 略

2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の種別割の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、種別割を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより種別割の減免を受けた者に対しては、その年度において1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る種別割を減免することができる。

(1) 略

(2) 古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条第1項の規定による許可を受け、古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第2条第4号に規定する自動車を取り扱う者で規則で定める要件を備えたものが、賦課期日において、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けている自動車で商品中古自動車であることが一般財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所において証明されているものを商品として所有し、及び展示する場合

(3) 略

3 略

(環境性能割の税率)

第137条の5 法第157条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

<p>する。</p> <p>2 法第157条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる自動車（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。</p> <p>3 略</p>	<p>2 法第157条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる自動車（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。</p> <p>3 略</p>
---	---

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業</th> <th style="text-align: center;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（3）電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。）<u>、発電事業等</u>（同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。）<u>及び特定卸供給事業</u>（同号に規定する特定卸供給事業をいう。以下この節において同じ。）</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p> <p>（法人の区分経理の義務）</p> <p>第56条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに行わなければならない。</p> <p>（1）・（2）略</p> <p>（3）電気供給業のうち、小売電気事業等、<u>発電事業等及び特定卸供給事業</u></p> <p>（法人の事業税の税率）</p> <p>第58条 略</p> <p>2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、そ</p>	事業	額	略		（3）電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。） <u>、発電事業等</u> （同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。） <u>及び特定卸供給事業</u> （同号に規定する特定卸供給事業をいう。以下この節において同じ。）	略	<p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業</th> <th style="text-align: center;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（3）電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。）<u>及び発電事業等</u>（同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。）</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p> <p>（法人の区分経理の義務）</p> <p>第56条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに行わなければならない。</p> <p>（1）・（2）略</p> <p>（3）電気供給業のうち、小売電気事業等<u>及び発電事業等</u></p> <p>（法人の事業税の税率）</p> <p>第58条 略</p> <p>2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、そ</p>	事業	額	略		（3）電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。） <u>及び発電事業等</u> （同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。）	略
事業	額												
略													
（3）電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。） <u>、発電事業等</u> （同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。） <u>及び特定卸供給事業</u> （同号に規定する特定卸供給事業をいう。以下この節において同じ。）	略												
事業	額												
略													
（3）電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。） <u>及び発電事業等</u> （同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。）	略												

れぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
略			
(2) 電気供給業((3)に掲げる事業を除く。)、ガス供給業及び保険業	電気供給業(小売電気事業等、 <u>発電事業等及び特定卸供給事業</u> を除く。)、ガス供給業及び保険業を行う法人	略	
(3) 電気供給業のうち小売電気事業等、 <u>発電事業等及び特定卸供給事業</u>	略		

3 略

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
略		
(3) 電気供給業のうち小売電気事業等、 <u>発電事業等及び特定卸供給事業</u>	略	

5 略

れぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
略			
(2) 電気供給業((3)に掲げる事業を除く。)、ガス供給業及び保険業	電気供給業(小売電気事業等及び <u>発電事業等</u> を除く。)、ガス供給業及び保険業を行う法人	略	
(3) 電気供給業のうち小売電気事業等及び <u>発電事業等</u>	略		

3 略

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
略		
(3) 電気供給業のうち小売電気事業等及び <u>発電事業等</u>	略	

5 略

第3条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(ゴルフ場利用税の税率の特例) 第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項	(ゴルフ場利用税の税率の特例) 第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項

<p>に規定する税率の2分の1とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第26条第1項に規定する<u>国民スポーツ大会</u>に準ずる競技会として知事が指定したもの(以下「<u>国民スポーツ大会</u>に準ずる競技会」という。)に参加するプロゴルファー以外の選手(<u>国民スポーツ大会</u>に準ずる競技会の競技及び当該<u>国民スポーツ大会</u>に準ずる競技会について指定された練習日における練習のためにゴルフ場を利用する場合に限る。)</p> <p>2・3 略</p>	<p>に規定する税率の2分の1とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第26条第1項に規定する<u>国民体育大会</u>に準ずる競技会として知事が指定したもの(以下「<u>国民体育大会</u>に準ずる競技会」という。)に参加するプロゴルファー以外の選手(<u>国民体育大会</u>に準ずる競技会の競技及び当該<u>国民体育大会</u>に準ずる競技会について指定された練習日における練習のためにゴルフ場を利用する場合に限る。)</p> <p>2・3 略</p>
--	--

(鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例(平成31年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。
第3条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(種別割の税率)</p> <p>第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号から<u>第8号</u>までに掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額</p> <p>(2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で<u>平成22年3月31日</u>までに最初の新規登録を受けたもの(天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及び電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車(以下この条及び次条において「天然ガス自動車等」という。)並びに自家用の乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。)並びに特種用途自動車のうち乗用車に類する教習車及びキャンピング車(以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。)を除く。)に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額</p> <p>(3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で<u>平成24年3月31日</u>までに最初の新規登録を受けたもの(天然ガス自動車等及び自家用乗用車等を</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号から<u>第5号</u>までに掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額</p> <p>(2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で<u>平成20年3月31日</u>までに最初の新規登録を受けたもの(天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及び電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車(以下この条及び次条において「天然ガス自動車等」という。)並びに自家用の乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。)並びに特種用途自動車のうち乗用車に類する教習車及びキャンピング車(以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。)を除く。)に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額</p> <p>(3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で<u>平成22年3月31日</u>までに最初の新規登録を受けたもの(天然ガス自動車等及び自家用乗用車等を</p>

除く。)に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

(4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和3年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)で令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和3年度分の種別割 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

(6) 法附則第12条の3第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち自家用の乗用車で令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和4年度分の種別割及び同項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち自家用の乗用車で令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和5年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(7) 法附則第12条の3第5項各号に掲げる自動車(自家用の乗用車を除く。以下この号において

除く。)に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

(4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車(自家用乗用車等を除く。)で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和元年度分の種別割 (法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)、法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で平成31年4月1日(自家用乗用車等にあつては令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和2年度分の種別割及び同項各号に掲げる自動車で令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和3年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車(自家用乗用車等を除く。)で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和元年度分の種別割 (法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)、法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車で平成31年4月1日(自家用乗用車等にあつては令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和2年度分の種別割及び同項各号に掲げる自動車で令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和3年度分の種別割 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

同じ。)で令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和4年度分の種別割及び同項各号に掲げる自動車と令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和5年度分の種別割 次

略

の表の最大軽課税率の欄に定める額

(8) 法附則第12条の3第6項各号に掲げる自動車のうち営業用の自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この号において同じ。)で令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和4年度分の種別割及び同項各号に掲げる自動車のうち営業用の自動車と令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和5年度分の種別割 次

略

の表の最小軽課税率の欄に定める額

略

2 略

第139条 令和元年9月30日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって、鳥取県税条例等の一部を改正する条例(平成28年鳥取県条例第33号)第3条の規定による改正前の鳥取県税条例(以下この条において「旧条例」という。)第135条第1項の規定により旧条例に規定する自動車税を課されたもの(同日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律並びに旧条例第136条、第137条及び第137条の2の規定により旧条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。)又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって令和元年10月1日以後に最初の新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号から第3号までに掲げる種別割以外の種別割 次

略

の表の通常税率の欄に定める額
- (2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン

略

2 略

第139条 令和元年9月30日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって、鳥取県税条例等の一部を改正する条例(平成28年鳥取県条例第33号)第3条の規定による改正前の鳥取県税条例(以下この条において「旧条例」という。)第135条第1項の規定により旧条例に規定する自動車税を課されたもの(同日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律並びに旧条例第136条、第137条及び第137条の2の規定により旧条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。)又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって令和元年10月1日以後に最初の新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる種別割以外の種別割 次

略

の表の通常税率の欄に定める額
- (2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン

自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成22年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割

次の表の重課税率の欄に定める額

- (3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

自家用乗用車等		通常税率	重課税率
(1) 乗用車	ア 総排気量が1リットル以下のもの	29,500円	33,900円
	イ 総排気量が1リットル	34,500円	39,600円

自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成20年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割

次の表の重課税率の欄に定める額

- (3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

- (4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）及び法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和2年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

- (5) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）及び法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車で平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和2年度分の種別割 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

自家用乗用車等		通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
(1) 乗用車	ア 総排気量が1リットル以下のもの	29,500円	33,900円	7,500円	15,000円
	イ 総排気量が1リットル	34,500円	39,600円	9,000円	17,500円

ルを超え 1.5リットル以下のもの				
ウ 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	39,500 円	45,400 円		
エ 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	45,000 円	51,700 円		
オ 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	51,000 円	58,600 円		
カ 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	58,000 円	66,700 円		
キ 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	66,500 円	76,400 円		
ク 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	76,500 円	87,900 円		
ケ 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	88,000 円	101,200 円		
コ 総排気量が6リットル	111,000 円	127,600 円		
ルを超え 1.5リットル以下のもの				
ウ 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	39,500 円	45,400 円	10,000 円	20,000 円
エ 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	45,000 円	51,700 円	11,500 円	22,500 円
オ 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	51,000 円	58,600 円	13,000 円	25,500 円
カ 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	58,000 円	66,700 円	14,500 円	29,000 円
キ 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	66,500 円	76,400 円	17,000 円	33,500 円
ク 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	76,500 円	87,900 円	19,500 円	38,500 円
ケ 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	88,000 円	101,200 円	22,000 円	44,000 円
コ 総排気量が6リットル	111,000 円	127,600 円	28,000 円	55,500 円

	ルを超えるもの				
	サ 電気自動車又は水素自動車	29,500円		7,500円	15,000円
(2)	教習車（乗用車に類するもの）	(1)に定める額	(1)に定める額	(1)に定める額	(1)に定める額
(3)	ア 総排気量が1リットル以下のもの	23,600円	27,100円	6,000円	12,000円
	イ 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	27,600円	31,700円	7,000円	14,000円
	ウ 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	31,600円	36,300円	8,000円	16,000円
	エ 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	36,000円	41,400円	9,000円	18,000円
	オ 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	40,800円	46,900円	10,500円	20,500円
	カ 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	46,400円	53,300円	12,000円	23,500円
	キ 総排気量が3.5リットルを超え	53,200円	61,100円	13,500円	27,000円

4リットル以下のもの				
ク 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	61,200円	70,300円		
ケ 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	70,400円	80,900円		
コ 総排気量が6リットルを超えるもの	88,800円	102,100円		
サ 電気自動車又は水素自動車	23,600円			

4リットル以下のもの				
ク 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	61,200円	70,300円	15,500円	31,000円
ケ 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	70,400円	80,900円	18,000円	35,500円
コ 総排気量が6リットルを超えるもの	88,800円	102,100円	22,500円	44,500円
サ 電気自動車又は水素自動車	23,600円		6,000円	12,000円

(鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 鳥取県税条例の一部を改正する条例(令和2年鳥取県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中鳥取県税条例第43条及び第62条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(法人の県民税の申告納付)</p> <p>第43条 県民税を申告すべき法人は、法第53条の規定により、同条第1項、第2項、<u>第31項、第34項及び第35項</u>の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 法第53条第1項、<u>第31項及び第35項</u>の規定により申告書を提出すべき法人は、当該申告書(同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。)の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、<u>前項の規定により</u>申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。</p> <p>3 法人税法第71条第1項若しくは同法第144条の<u>3第1項</u>の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定により申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその<u>事業年度開始の日から6</u></p>	<p>(法人の県民税の申告納付)</p> <p>第43条 県民税を申告すべき法人は、法第53条の規定により、同条第1項、第2項、<u>第4項、第19項、第22項及び第23項</u>の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 法第53条第1項、<u>第4項、第19項及び第23項</u>の規定により申告書を提出すべき法人は、当該申告書(同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。)の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、<u>前項の規定により</u>申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。</p> <p>3 法人税法第71条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定により申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその<u>連結事業年度(法人税法第15条の2に規定する連結事</u></p>

<p>月経過日（法第53条第2項に規定する6月経過日をいう。以下この項において同じ。）の前日までの期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、第1項（法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項に係る部分に限る。）又は法第53条第2項の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。</p> <p>4 特定法人（法第53条第64項に規定する特定法人をいう。）である内国法人（法第23条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下同じ。）は第1項の規定にかかわらず、法第53条第63項に規定する方法により同項の申告を行わなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 前項の申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類とは、それぞれ法第53条第63項に規定する申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類をいう。</p>	<p>業年度をいう。以下この項、第53条の20及び第61条第3項において同じ。）開始の日から6月の期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、第1項（法人税法第71条第1項及び法第53条第2項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から6月の期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。</p> <p>4 特定法人（法第53条第47項に規定する特定法人をいう。）である内国法人（法第23条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下同じ。）は第1項の規定にかかわらず、法第53条第46項に規定する方法により同項の申告を行わなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 前項の申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類とは、それぞれ法第53条第46項に規定する申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類をいう。</p>
<p>（新設法人等の届出）</p> <p>第62条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法人税法第64条の9の承認を受けた法人は、承認を受けた日から2月以内に、その承認を受けた日並びに当該法人との間に<u>通算完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する通算完全支配関係をいう。）がある通算親法人（同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。この項において同じ。）</u>の名称及び事務所又は事業所の所在地（当該法人が<u>通算親法人</u>である場合にあつては、その旨）を知事に届け出なければならない。</p> <p>5 法人税法第64条の10第1項の承認を受けた法人又は同法第64条の10第5項若しくは第6項の規定により同法第64条の9の承認の効力を失った法人は、同法第64条の10第1項の承認を受けた日又は同法第64条の9の承認の効力を失った日から2月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>（新設法人等の届出）</p> <p>第62条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法人税法第4条の2の承認を受けた法人は、承認を受けた日から2月以内に、その承認を受けた日並びに当該法人との間に<u>連結完全支配関係がある連結親法人</u>の名称及び事務所又は事業所の所在地（当該法人が<u>連結親法人</u>である場合にあつては、その旨）を知事に届け出なければならない。</p> <p>5 法人税法第4条の5第1項若しくは第2項の規定により同法第4条の2の承認を取り消され、若しくは取り消されたものとみなされ、又は同法第4条の5第3項の承認を受けた法人は、同法第4条の2の承認を取り消され、若しくは取り消されたものとみなされた日又は同法第4条の5第3項の承認を受けた日から2月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p>

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

から施行する。

(1) 第1条中鳥取県税条例第56条、第137条及び第137条の2の改正規定並びに第4条及び第5条の規定 公布の日

(2) 第2条及び附則第3条の規定 令和4年4月1日

(3) 第3条の規定 令和5年1月1日

(個人の県民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第24条の3の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下この条において「4年新条例」という。）の規定は、4年新条例の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(規則への委任)

第5条 第204回国会において地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第 号）が原案どおり成立しない場合における鳥取県税条例の適用に関し必要な事項その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

条例名等	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例																				
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員等の定数を改める。</p> <p>2 概要 (1) 新型コロナウイルス感染症対策、保健所体制の強化による保健師の増員及び児童虐待対応の強化等により、知事の事務部局の職員の定数を4人増員し、2,821人に改めること。 (2) 特別支援学校の学級の増等により、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の定数を2人増員し、2,230人に改めること。 (3) 業務適正化導入に伴い、各任命権者において財務の実地検査などを強化したことにより、監査委員事務局の職員の定数を1人減員し、12人に改めること。 (4) 水力発電施設コンセッションに係る契約業務の完了等により、企業局の職員の定数を2人減員し、54人に改めること。 (5) 小・中学校の学級の減等により、県費負担教職員の定数を5人減員し、4,019人に改めること。</p> <p>3 施行期日 令和3年4月1日</p> <p>[参考]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部局等</th> <th style="text-align: center;">条例定数の改正に係る主な内容</th> <th style="text-align: center;">条例定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一般行政部門等</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;"> <主な増要因> ・新型コロナウイルス感染症対策本部事務局の設置による増員 ・保健所体制の強化による保健師の増員 ・児童虐待・里親療育支援対応による増員 <主な減要因> ・業務体制の見直しによる減員（県外本部の現地体制や県税事務所体制の見直し） </td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">+4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">知事部局</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査委員事務局</td> <td style="text-align: center;">各任命権者における財務の実地検査などの強化に伴う定数減</td> <td style="text-align: center;">▲1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">企業局</td> <td style="text-align: center;">水力発電施設コンセッションに係る契約業務の完了に伴う定数減</td> <td style="text-align: center;">▲2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">+1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">教員等</td> <td style="text-align: center;">小・中学校の学級数の減に伴う定数減</td> <td style="text-align: center;">▲3</td> </tr> </table>		部局等	条例定数の改正に係る主な内容	条例定数	一般行政部門等	<主な増要因> ・新型コロナウイルス感染症対策本部事務局の設置による増員 ・保健所体制の強化による保健師の増員 ・児童虐待・里親療育支援対応による増員 <主な減要因> ・業務体制の見直しによる減員（県外本部の現地体制や県税事務所体制の見直し）	+4	知事部局	監査委員事務局	各任命権者における財務の実地検査などの強化に伴う定数減	▲1	企業局	水力発電施設コンセッションに係る契約業務の完了に伴う定数減	▲2	計		+1	教員等	小・中学校の学級数の減に伴う定数減	▲3
部局等	条例定数の改正に係る主な内容	条例定数																			
一般行政部門等	<主な増要因> ・新型コロナウイルス感染症対策本部事務局の設置による増員 ・保健所体制の強化による保健師の増員 ・児童虐待・里親療育支援対応による増員 <主な減要因> ・業務体制の見直しによる減員（県外本部の現地体制や県税事務所体制の見直し）	+4																			
知事部局																					
監査委員事務局	各任命権者における財務の実地検査などの強化に伴う定数減	▲1																			
企業局	水力発電施設コンセッションに係る契約業務の完了に伴う定数減	▲2																			
計		+1																			
教員等	小・中学校の学級数の減に伴う定数減	▲3																			

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,821人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,811人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,230人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,029人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>12人</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>54人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,019人</u></p> <p>2 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,817人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,807人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,228人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,027人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>13人</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>56人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,024人</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>インターネットやSNSの発達、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、人権に関する問題が複雑化、多様化している昨今の状況に鑑み、差別のない人権が尊重される社会づくりの推進のために取り組むべき事項を明示する等所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 県、市町村及び県内に暮らす全ての者は、人権が尊重される社会を実現するため、様々な場において、相互に協力し、あらゆる差別の解消に取り組むものとする。</p> <p>(2) 何人も様々な場において、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とした次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。以下「差別行為」という。）をしてはならないものとする。</p> <p>ア 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為</p> <p>イ いじめ又は虐待</p> <p>ウ プライバシーの侵害</p> <p>エ 不当な差別的取扱い</p> <p>(3) 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。</p> <p>(4) 県は、差別行為を受けた者に対する相談対応その他必要な支援を行うものとする。</p> <p>(5) 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。</p> <p>(6) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日は、令和3年4月1日とする。</p> <p>(2) 鳥取県附属機関条例について、所要の規定の整備を行う。</p>

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例

鳥取県人権尊重の社会づくり条例（平成8年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす<u>全ての者の果たすべき責務</u>を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、<u>人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題</u>（以下「人権問題」という。）への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。</p> <p>(県内に暮らす<u>全ての者の責務</u>)</p> <p>第4条 県内に暮らす<u>全ての者</u>は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。</p> <p>(<u>県、市町村及び県内に暮らす全ての者の相互の協力等</u>)</p> <p>第5条 県、市町村及び県内に暮らす<u>全ての者は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる差別の解消に取り組むものとする。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>人権教育及び人権啓発に関すること。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>人権施策の推進に資する調査に関すること。</u></p> <p>(6) <u>第2号から前号までに掲げるもののほか、</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす<u>すべての者の果たすべき責務</u>を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、<u>同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題への取組み</u>を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。</p> <p>(県内に暮らす<u>すべての者の責務</u>)</p> <p>第4条 県内に暮らす<u>すべての者</u>は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>人権に関する意識の高揚に関すること。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社</u></p>

人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。

(7) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。

(8) 略

(差別のない社会づくりの推進)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。）をしてはならない。

(1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為

(2) いじめ又は虐待

(3) プライバシーの侵害

(4) 不当な差別的取扱い

2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。

3 県は、差別行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。

4 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(人権に関する相談)

第8条 略

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第9条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2・3 略

第10条 略

会づくりのための重要な施策に関すること。

(6) 同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題における分野ごとの施策に関すること。

(7) 略

(人権に関する相談)

第6条 略

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第7条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2・3 略

第8条 略

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号)第9条第1項に規定する事項	鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号)第7条第1項に規定する事項
略		略	

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (3) 鳥取県基金条例の一部を改正する条例 (令和3年2月9日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが整理されることに伴い、所要の改正を行う。 (※改正特措法：令和3年2月3日公布、同月13日施行)</p> <p>2 概要 ○令和3年1月臨時議会において新たに設置した鳥取県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金の規定において、<u>「新型コロナウイルス感染症」を定義している引用規定を次のとおり改正。</u></p> <p style="margin-left: 40px;"> 改正前 新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項 (<u>今回削除</u>) ↓ 改正後 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項 </p> <p>3 施行期日 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。(→令和3年2月13日施行)</p>

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
28 鳥取県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金	東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第1条の規定による改正前の新型イ	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当するとき。	28 鳥取県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金	東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当するとき。

	<p>ンフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の対策に要する経費に充てること。</p>					<p>症をいう。）の対策に要する経費に充てること。</p>			
--	--	--	--	--	--	-------------------------------	--	--	--

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行の日から施行する。

件名	議会の委任による専決処分報告について (4) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (令和3年2月9日専決)	
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが整理されることに伴い、所要の改正を行う。 (※改正特措法：令和3年2月3日公布、同月13日施行)</p> <p>2 概要</p> <p>○令和2年6月議会において新たに措置した防疫等業務手当の新型コロナウイルス感染症の特例額に係る規定において、「<u>新型コロナウイルス感染症</u>」を定義している引用規定を次のとおり改正。</p> <p style="margin-left: 40px;"> 改正前 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第1条 (<u>今回廃止</u>) ↓ 改正後 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項 </p> <p><参考>新型コロナウイルス感染症に対応するための防疫等業務手当 (R2年6月議会で条例改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象業務： <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 感染者又は感染が疑われる者に対して保健師等が行う疫学調査 県立施設で実施される感染者の子の一時保護に係る業務 軽症者療養施設における患者の生活支援業務 等 </td> </tr> </table> ・支給額：日額3,000円(患者の身体に接触する場合等は日額4,000円) ※支給額は国準拠。 <p>3 施行期日</p> <p>この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。(→令和3年2月13日施行)</p>	感染者又は感染が疑われる者に対して保健師等が行う疫学調査 県立施設で実施される感染者の子の一時保護に係る業務 軽症者療養施設における患者の生活支援業務 等
感染者又は感染が疑われる者に対して保健師等が行う疫学調査 県立施設で実施される感染者の子の一時保護に係る業務 軽症者療養施設における患者の生活支援業務 等		

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の特例）</p> <p>4 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）</u>から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合においては、第4条の規定は適用しない。</p> <p>5 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の特例）</p> <p>4 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）</u>から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合においては、第4条の規定は適用しない。</p> <p>5 略</p>

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行の日から施行する。